

# 東三河地域の「在留外国人」

## 在留外国人を取り巻く受入制度

近年、在留外国人に関する法改正があり、2019年4月1日には「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」（以下、「入管法」という。）が施行され、外国人労働者の働く機会のさらなる創出が促された。こうした外国人労働力等の法改正の動きは1990年以降急速に進んだ。

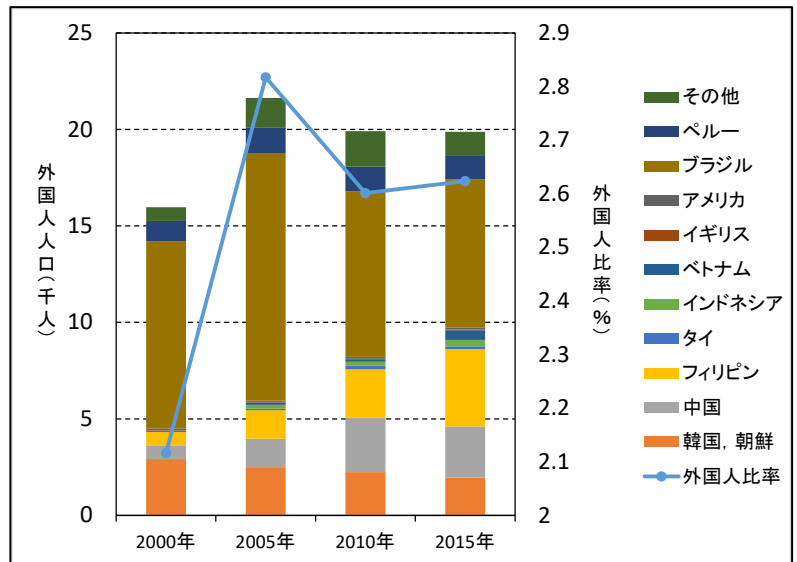
1990年の入管法改正では日本の国籍をもつ一世が「永住者」としての在留資格を得るだけでなく、二世・三世やその配偶者までも「日本人の配偶者等または永住者の配偶者等」や「定住者」の資格を得ることができ、単純労働に従事することも認められた。2010年の入管法改正では、在留資格に「技能実習」が設けられた。「技能実習制度」は、1960年代に企業の海外進出に伴って制度化された「研修」という在留資格である。企業単独型での研修生受入が始まりで、1990年には非営利団体を通じて、中小企業でも研修生を最長1年受け入れる団体管理型が開始された。1993年には1年目は労働関係法令が適用されない「研修」、2年目に「特定活動」という在留資格で初めて労働関係法令を適用した「技能実習制度」が始まり、2009年に1年目の入国当初から労働関係法令を適用させる「技能実習」という在留資格が新たに設けられた。2017年11月には、技能実習制度に関する初めて成立した法律「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」が施行され、これに基づき日本と対象国それぞれとの間で二国間取り決めが行われ、認定送出機関以外からの技能実習生の受入れは認められなくなった。

2019年4月に施行された改正入管法では、業界横断的な受入の基本事項を記した「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針について」と、受入対象となる14業種ごとの受入概要を記した「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針について」が取り決められた。新在留資格「特定技能」は2段階となり、「相当程度の知識または経験を要する技能」を持つ外国人に与える「1号」は、単純作業など比較的簡単な仕事に就ける。一方、さらに高度な試験に合格した人に与える「2号」は、現場監督など熟練した技能を要求される仕事に就ける。「2号」は、在留資格を1～3年ごとに更新ができ、更新時の審査を通過すれば更新回数に制限はなく、配偶者や子どもなどの家族の帯同も可能となっている。こうした制度の施行により、特定業種の単純労働者を含め、外国人労働者の増加が見込まれている。

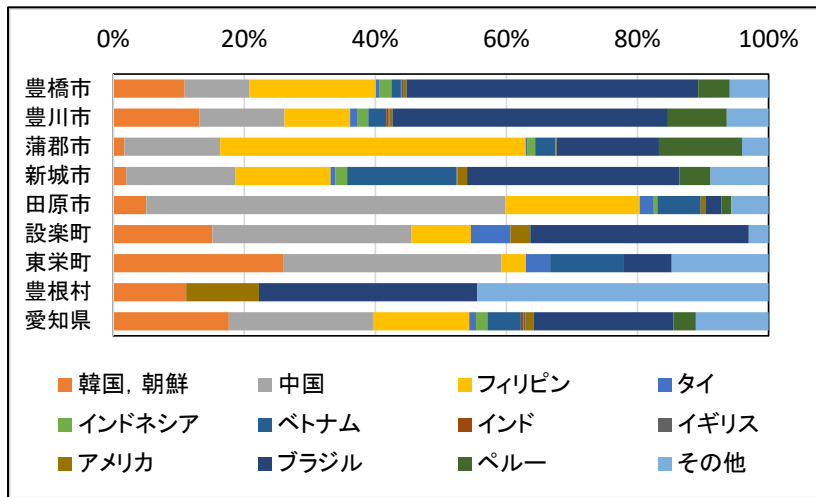
## 東三河地域の在留外国人の状況

東三河地域に居住する外国人人口の推移をみると、2000年から2015年にかけて16,002人→21,603人→19,918人→19,874人と移り変わっている(図表1)。2005年に一旦は増加したものの、2010年には減少し、2015年は横ばいとなった。2010年に減少した要因は、2008年9月に起こったリーマンショックが挙げられる。日本でも深刻な景気の後退が生じ、経済危機による雇用情勢の悪化は、日本で就労する外国人労働者にも波及し、多くの外国人労働者が職を失い、帰国を余儀なくされた。2009年度以降、厚生労働省では「日系人離職者に対する帰国支援事業」を行い、こうした事業もあり、日系外国人、特にブラジル人の帰国に拍車をかけ、減少したと言える。

国別では、「韓国、朝鮮」「ブラジル」が減少傾向で、「中国」「フィリピン」が増加傾向にある。人数自体はまだ少ないが「インドネシア（2015年 325人）」「ベトナム（同 507人）」といった東南アジアの国も近年では高い増加率となっている。2010～2015年にかけて「中国」が減り、「フィリピン」「インドネシア」「ベトナム」等が増えている。中国では、経済発展により、人件費が高騰し、中国よりも人件費が安価な国々が増えてきたと言える。



※2000年については、「その他」にインドネシア、ベトナムを含んでいる。  
 図表1：東三河の外国人の国別人口の推移および外国人比率の推移  
 (出典：各年の国勢調査を利用して HRRC が作成)



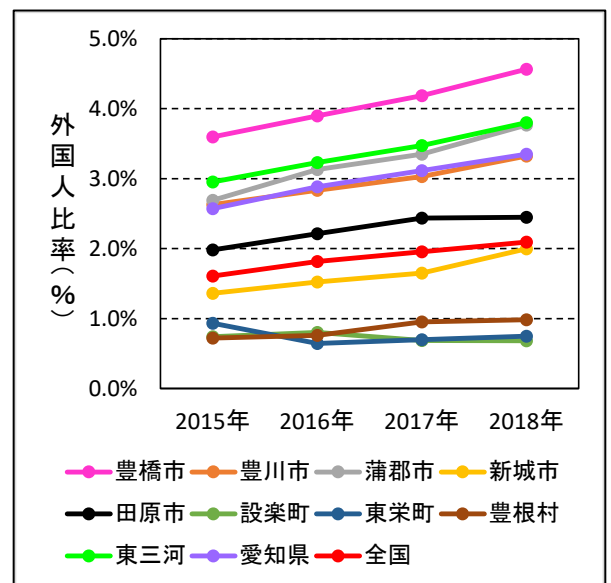
図表2：2015年における外国人人口の国籍別の割合  
 (出典：2015年の国勢調査を利用して HRRC が作成)

れる。愛知県全体では、「韓国、朝鮮」が17.6%、「中国」が21.9%、「フィリピン」が14.7%、「ブラジル」が21.2%で、この4カ国で全体の75.4%である。

図表3は、総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」を基にした直近4年間の市町村別の外国人割合を示した。全国、愛知県、東三河地域ともに上昇の一途を辿っている。特に、豊橋市と蒲郡市は、2015年と2018年との差が1.0～1.1%と、直近4年間に於いて比較的大きな上昇率となっている。

2018年において、外国人比率の最も高い地域は、豊橋市(4.6%)で、次いで蒲郡市(3.8%)、豊川市(3.3%)である。新城市を除く東三河4市は、全国(2.1%)を上回っており、外国人の集積が高いと言える。

東三河の各市町村別の外国人人口の国籍別の割合をみると(図表2)、製造業集積が高い豊橋市、豊川市では「ブラジル」が最も高い割合を占め、観光集積が高い蒲郡では「フィリピン」(46.6%)が、農業集積が高い田原市では「中国」(54.7%)が最も大きな割合を占めており、地域の産業集積の違いが、居住する外国人割合にも影響を与えていると考えら

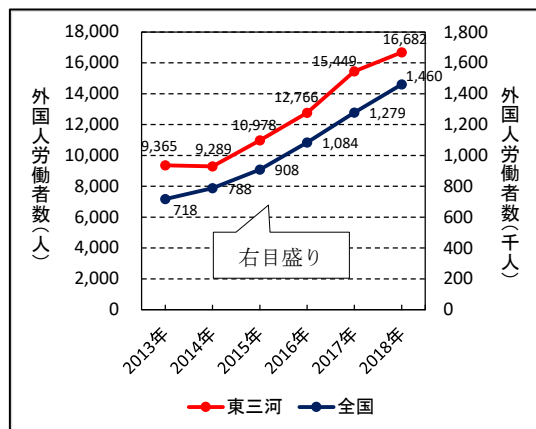


図表3：外国人比率の推移  
 (出典：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」を利用して HRRC が作成)  
 ※各年、翌年1月1日を基準として作成。

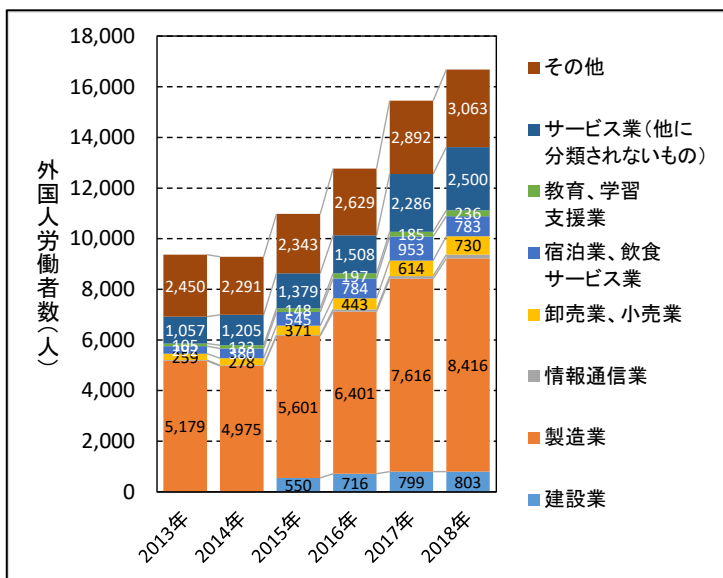
## 東三河地域の産業別外国人労働者の状況

東三河地域の外国人労働者数の推移（2013年～2018年）をみると、2013年の9,365人から2014年に9,289人と一旦減少するも、以降は右肩上がりに増加し続け、2018年には16,682人と2013年と比べて約1.8倍になっている（図表4）。全国では、2013年から2018年まで一度も減少することなく増加し続け、2倍増（718千人→1,460千人）である。

東三河地域の2014年の減少理由は、前述した内容および図表5でも確認できるように、製造業に勤務する外国人労働者の減少が要因になっている。



図表4：全国と東三河地域における外国人労働者数の推移（出典：厚生労働省、厚生労働省愛知労働局「外国人雇用状況の届出状況」を利用してHRRCが作成）

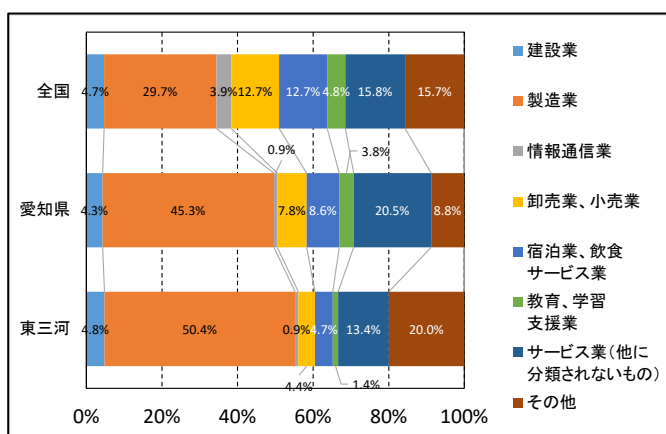


図表5：東三河地域における産業別外国人労働者数の推移（出典：厚生労働省愛知労働局「外国人雇用状況の届出状況」を利用してHRRCが作成）

では農業が盛んであるが、農業分野に関する外国人労働者は統計上、「その他」に分類され、増加基調で全国、愛知県よりも高い割合を呈している（図表6）。

図表6は、2018年における産業別外国人労働者数を全国、愛知県、および東三河地域で比較したもので、「製造業」は愛知県が45.3%、東三河が50.4%とそれぞれ高い。「情報通信業」、「卸売業、小売業」、「宿泊業、飲食サービス業」は、全国が最も高く、次いで愛知県、東三河の順である。「サービス業(他に分類されないもの)」には、医療・福祉も含まれているが、2019年4月の改正入管法における受け入れ拡大を目指す14業種のうちのひとつであり、今後割合が高まると予想される。

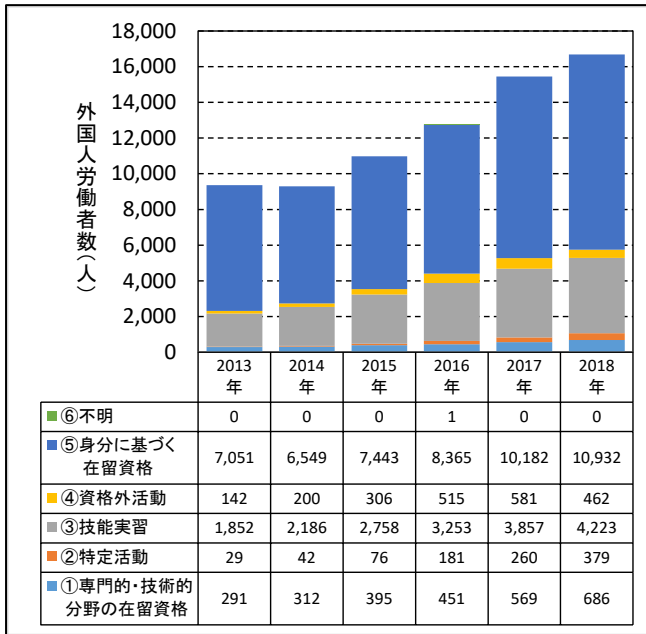
東三河地域の産業別外国人労働者数の推移では、「建設業」「情報通信業」「卸売業、小売業」「サービス業(他に分類されないもの)」は2013年より増加し続けている。特に「卸売業、小売業」では、2013年から2018年にかけて約2.8倍増加している（図表5）。「宿泊業、飲食サービス業」は2018年に、「教育、学習支援業」は2017年にそれぞれ減少しているが、その年以外は増加している。「製造業」は、2014年に減少しているが、以降は増加に転じ、2018年は2013年の1.6倍となった。東三河



図表6：全国、愛知県、東三河地域における産業別外国人労働者の割合（2018年）（出典：厚生労働省、厚生労働省愛知労働局「外国人雇用状況の届出状況」を利用してHRRCが作成）

東三河地域の在留資格別外国人労働者の状況

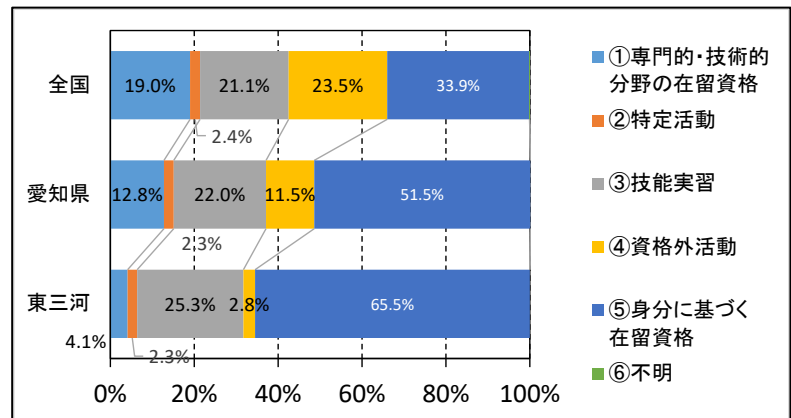
在留資格別外国人労働者について、図表7では大きく6つのカテゴリに分類して整理した。各カテゴリの概要は図表8に示し、図表9には専門的・技術的分野の在留資格を詳細に示した。



図表7：東三河地域における在留資格別外国人労働者数の推移  
(出典：厚生労働省愛知労働局「外国人雇用状況の届出状況」を利用してHRRCが作成)

東三河における在留資格別外国人労働者の推移について、概ね全種類の資格で増加傾向にある。特に、2013年から2018年にかけて、「③技能実習」では1,852人から4,223人と2.3倍に増加しており、2009年および2017年の法改正・施行の効果の表れと言え、同時に人手不足が大きな課題になっているとも言える。その他、まだ数は少ないが、「①専門的・技術的分野の在留資格」は2.4倍、「②特定活動」は13.1倍に増加しており、単純労働力から専門的な労働力が求められてきていると言える。

全国、愛知県、東三河地域を比較すると、「技能実習」と「身分に基づく在留資格」の割合は東三河地域が最も高く、次いで愛知県、全国である(図表10)。東三河地域は、三河港臨海部等で広がる自動車産業等における労働需要が高いことや、南米の日系人二世、三世が多く集積していることが要因と考えられる。



図表10：全国、愛知県、東三河地域における在留資格別外国人労働者の割合(2018年)  
(出典：厚生労働省、厚生労働省愛知労働局「外国人雇用状況の届出状況」を利用してHRRCが作成)

図表8 図表7のカテゴリ別の説明

- ①「専門的・技術的分野の在留資格」…図表9参照。
- ②「特定活動」…EPAに基づく外国人看護師・介護福祉士候補者、外交官等に雇用される家事使用人、ワーキングホリデー等が該当する。
- ③「技能実習」…技能実習生は、入国時は雇用関係のない「研修」の在留資格で入国し、1年経過後に雇用関係のある技能実習(在留資格「特定活動」)に移行。
- ④「資格外活動」…留学生のアルバイト等が該当する。本来の在留資格の活動を阻害しない範囲内(留学生：1週28時間以内、就学生：1日4時間以内)で、相当と認められる場合に報酬を受ける活動が許可。
- ⑤「身分に基づく在留資格」…在留中の活動に制限がないため、様々な分野で報酬を受ける活動が可能。

「専門的・技術的分野」に該当する主な在留資格	
在留資格	具体例
技術	機械工学等の技術者、システムエンジニア等のエンジニア
人文知識	企画、営業、経理などの事務職
国際業務	英会話学校などの語学教師、通訳・翻訳、デザイナー
企業内転勤	外国の事業所からの転勤者で上記2つの在留資格に同じ
技能	外国料理人、外国建築家、宝石加工、パイロット、スポーツ指導者
教授	大学教授
投資・経営	外資系企業の経営者・管理者
法律・会計業務	弁護士、会計士
医療	医師、歯科医師、看護師、薬剤師、診療放射線技師
研究	政府関係機関、企業等の研究者
教育	高等学校、中学校等の語学教師

図表9：「専門的・技術的分野」に該当する主な在留資格  
(出典：厚生労働省ホームページ)  
赤色：大卒ホワイトカラー、技術者  
黄色：外国人特有又は特殊な能力等を活かした職業  
青色：高度な専門的な職業